

「障がい者就労支援企業認証制度実施要綱」新旧対照表（案）

現 行	改 正
<p>第1 目的 この要綱は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例(平成21年北海道条例第50号。以下「条例」という。)第30条に規定する障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証について、条例及び同条例施行規則(平成22年北海道規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによるものとする。</p> <p>1 障がい者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者及び高次脳機能障害者をいう。</p> <p>2 授産事業所 (1) 就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所 (2) その他小規模作業所、地域活動支援センター等</p> <p>3 委員会 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課が所管する「北海道障がい者就労支援推進委員会」をいう。</p> <p>4 障がい者就労支援企業 第6の3の規定により知事の認証を受けた事業者をいう。</p> <p>第3 認証の対象 1 条例第30条に規定する事業者とは、企業及び協同組合をいう。 2 次の各号のいずれかに該当する事業者は、認証を受けることができない。 (1) 道内に本店、支店、営業所等を有しない事業者 (2) 雇用者数の規模に関わらず、障害者の雇用の促進等に関する法律((昭和35年法律123号)以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく算定方法により、2.0%以上の障がい者を雇用していない事業者 (3) 第10の1の規定により、認証を取り消され、その取消の日から1年を経過しない事業者</p> <p>第4 認証基準等 1 規則第3条第2号に規定する障がい者の就労支援に関する継続的かつ安定的な取組の具体的内容は別表に掲げるものとする。 2 前項に定める別表の具体的内容を変更する場合は、委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>第5 認証の申請 認証を受けようとする事業者は、知事が別に定める認証手続要領(以下「要領」という。)に定めるところにより、知事に申請するものとする。</p> <p>第6 認証等 1 知事は、第5の規定による申請があったときは、その内容の審査を行うものとする。 2 前項の規定に基づく認証にかかる審査にあたっては、知事は委員会の意見を聴くものとする。</p>	<p>第1 目的 (同左)</p> <p>第2 定義 (同左)</p> <p>第3 認証の対象 (同左)</p> <p>第4 認証基準等 (同左)</p> <p>第5 認証の申請 (同左)</p> <p>第6 認証等 1 (同左) 2 前項の規定に基づく認証にかかる審査にあたっては、知事は<u>必要に応じ</u>委員会の意見を聴くものとする。</p>

現 行	改 正
<p>3 知事は、前項の審査の結果、認証基準に適合していると認めるときは、別表に定める配点に基づき認証ポイントを付与し、障がい者就労支援企業として認証するとともに、要領に定めるところにより申請者に通知するものとする。 なお、障がい者就労支援企業として認証しないときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。</p>	<p>3 (同左)</p>
<p>4 障がい者就労支援企業は、認証に係る関係書類を整理、保管しなければならない。</p>	<p>4 (同左)</p>
<p>第7 公表 知事は、障がい者就労支援企業について、道のホームページ等で公表するほか、道民に対して広く周知するものとする。</p>	<p>第7 公表 (同左)</p>
<p>第8 認証の有効期間及び更新 1 認証の有効期間は、認証の日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。 2 障がい者就労支援企業は、認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとする場合は、有効期間の満了日までに、要領に定めるところにより、知事に更新申請を行うものとする。 3 知事は、前項の更新申請があったときは、審査を実施し、要領に定めるところにより、審査の結果を、障がい者就労支援企業に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、障がい者就労支援企業に対し報告を求めるものとする。</p>	<p>第8 認証の有効期間及び更新 (同左)</p>
<p>第9 報告等 1 障がい者就労支援企業は毎年、認証基準の適合状況について、要領に定めるところにより、知事に報告しなければならない。 2 障がい者就労支援企業は、次に掲げる事項に該当するときは、要領に定めるところにより、知事に変更の申請又は届け出をしなければならない。 (1) 認証基準に係る取り組み内容を変更するとき。 (2) 名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。</p>	<p>第9 報告等 (同左)</p>
<p>第10 認証の取り消し 1 知事は、障がい者就労支援企業が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、要領に定めるところにより、認証を取り消すことができるものとし、取消を行ったときは、要領に定めるところにより、障がい者就労支援企業に通知するものとする。 (1) 第3の2の各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 第6の4、第9の1及び2の規定に違反したとき。 (3) 虚偽の申請により認証を受けたとき。 (4) 認証基準に係る取り組みに該当しなくなったとき。 (5) その他、制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。 2 知事は、第6の3、第8の3及び第10の1の決定を行う際に、その内容を公表することができる。</p>	<p>第10 認証の取り消し (同左)</p>
<p>第11 表示 障がい者就労支援企業が、認証マークを使用する場合は、知事が別に定める認証マーク表示基準に基づき、認証マークを表示するとともに、適正な管理を行うものとする。</p>	<p>第11 表示 (同左)</p>
<p>第12 その他 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>	<p>第12 その他 (同左)</p>

現 行	改 正
<p>附則 この要綱は、平成21年3月17日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成21年9月30日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成21年3月17日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成21年9月30日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、平成25年11月27日から施行する。</u></p>